



市町村不妊治療費助成事業費補助

神奈川県健康医療局

(1) 目的

- 不妊治療に係る経済的負担を市町村と県が協力して軽減し、希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図る。

(2) 事業内容

- 市町村が先進医療に係る不妊治療の費用への助成事業を実施する場合、県が当該事業費の一部を支援。

(3) 令和8年度予算額 57,705千円（令和7年度：47,253千円）

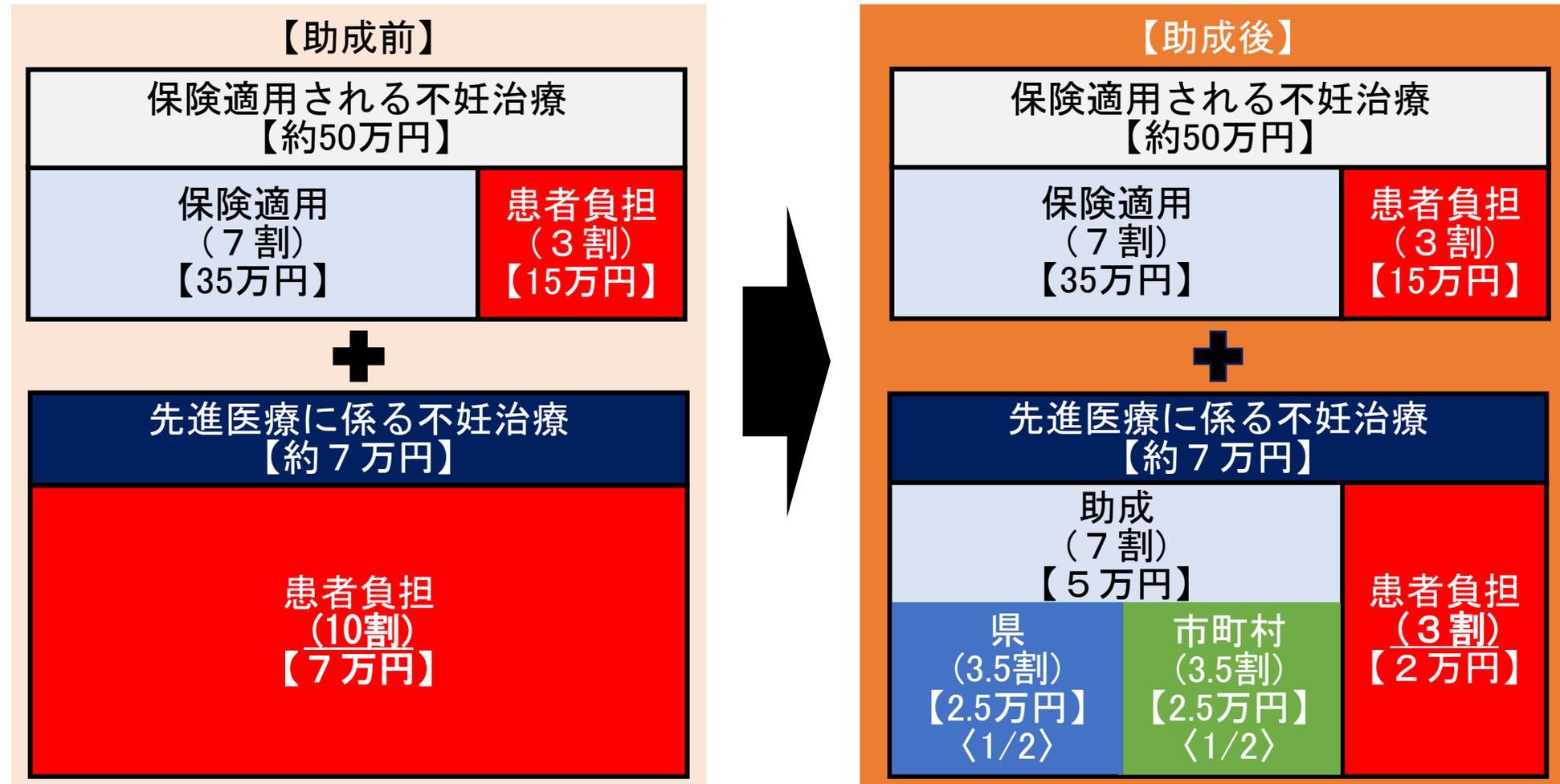
- 7年度から継続、及び8年度から開始する市町村分に係る予算を計上。
- 今後、実施する市町村が増える場合には補正予算計上等で対応。

【7年度から継続】：(19自治体) 横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、三浦市
秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市
大磯町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町

【8年度から開始】：(1自治体予定)

2 事業イメージ

- 先進医療に係る不妊治療は、保険適用される不妊治療と併用され**10割負担**である。
- これを**3割負担**（保険適用と同等の負担）となるように助成する。



3 8年度スケジュール



- 予算成立後に交付申請の受付を開始（8年3月下旬見込）。以降、随時申請を受付。
- 8年度途中に助成事業を開始した場合でも、対象者を8年4月に遡及することも可能。

問合せ先

健康医療局 保健医療部

健康増進課 母子保健グループ

電話：045-210-4786

メール：kenzou-hoken@pref.Kanagawa.lg.jp

担当：松宮

4 参考(県の補助内容)

| 項目 | 概要 | 備考 |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 補助対象となる事業 | | |
| 実施主体 | 市町村 | |
| 事業内容 | 個人への助成事業 | |
| 対象費用 | 先進医療に係る不妊治療の費用 | |
| 助成率 | 対象費用の7割/回 | ○ 保険適用の不妊治療に準じる |
| 助成上限額 | 50千円/回 | ○ 一般的な先進医療治療費から設定 |
| 助成回数 | 初回治療時の妻の年齢に応じて、 39歳までは6回、40歳以降は3回 | ○ 保険適用の不妊治療に準じる |
| 年齢要件 | 初回治療時の妻の年齢は42歳以下 | |
| 対象経費 | 助対象事業に係る経費 | |
| 補助率 | 助成1件あたり費用の1/2 | ○ 助成事業の上限額の1/2 (50千円×1/2=25千円) |
| 補助上限額 | 助成1件あたり25千円 | |